## 広島県公安委員会公告第194号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年10月30日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

- 審査の種類 技能検定員審査(準中型)
- 2 審査の期日令和7年12月5日
- 3 審査の場所 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター
- 4 審査の対象者 法第99条の2第4項第2号の規定に係る者
- 5 審査の方法 規則第4条に規定する方法により実施
- 6 審査の申請手続等
  - (1) 申請に必要な書類

ア 技能検定員審査申請書1通イ 審査手数料計算表1通ウ 自動車運転免許証の写し1通エ 技能検定員資格者証の写し1通

- (2) 申請書等の提出先 広島県警察本部交通部運転免許課
- (3) 申請書等の提出期限 令和7年11月27日